

第79期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年3月30日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

北浜フォーラム A・B・C室
（大阪証券取引所ビル3階）

大阪市中央区北浜一丁目8番16号

※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議 案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い

株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

議決権行使期限

2021年3月29日（月曜日）午後5時30分まで

その他本株主総会における対応につきましては、次ページをご参照ください。

目 次

第79期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	17
連結計算書類	34
計算書類	37
監査報告書	40
株主総会会場ご案内図	

株主様全体の公平性への配慮から、総会ご出席株主様へのお土産を廃止させていただいております。
何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

本株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様におかれましては、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日のご来場をお控えいただき、**書面またはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。**
- ・株主総会への出席を検討されている株主様は、当日までの健康状態に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願い申し上げますとともに、**ご自身の健康状態にかかわらず、ご出席を見合わせることもご検討くださいますようお願い申し上げます。**

<株主総会にご出席される株主様へのお願い>

- ・**ご来場の際は、マスク着用とアルコール消毒液のご使用にご協力をお願い申し上げます。**
- ・会場入口にて、非接触方式の検温を実施させていただきます。**発熱が認められる株主様や体調不良とお見受けした株主様には、ご入場をお断りすることがございます。**
- ・株主総会会場の座席間隔を拡げるため、**座席数は平時に比べ大幅に減少します。そのため、当日お越しいただきましても、ご入場をお断りすることがございます。**
- ・株主様ではない代理人および同伴の方など、株主様以外の方は、本株主総会にはご出席いただけません。

<本株主総会における当社の対応について>

- ・株主総会に出席の役員および運営スタッフは、検温等による体調確認のうえ、マスクを着用し対応させていただきます。
- ・会場内複数箇所に、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・**株主総会の議事は、平時よりも時間を短縮して行います。**
- ・会場内展示スペースでの展示品・パネルの展示等はいりません。
- ・お茶など飲料のご提供は、控えさせていただきます。

なお、今後の状況によりましては、対応方法等を変更する場合がございますので、ご了承くださいませぬようお願い申し上げます。株主様にお知らせすべき事項が発生した場合には、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.toyotanso.co.jp/>

以 上

(証券コード 5310)
2021年3月12日

株 主 各 位

大阪市西淀川区竹島五丁目7番12号

東洋炭素株式会社

代表取締役会長兼社長兼CEO 近藤 尚孝

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年3月29日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時 受付開始 午前9時
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム A・B・C室(大阪証券取引所ビル3階)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第79期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

なお、上記の当社ウェブサイト掲載事項は、監査役および会計監査人の監査の対象に含まれております。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.toyotanso.co.jp/>



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年3月30日（火曜日）
午前10時
受付開始 午前9時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年3月29日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年3月29日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

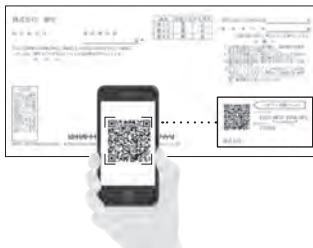
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



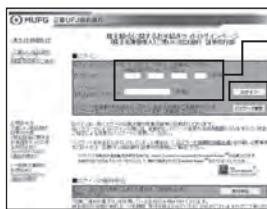
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

※パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

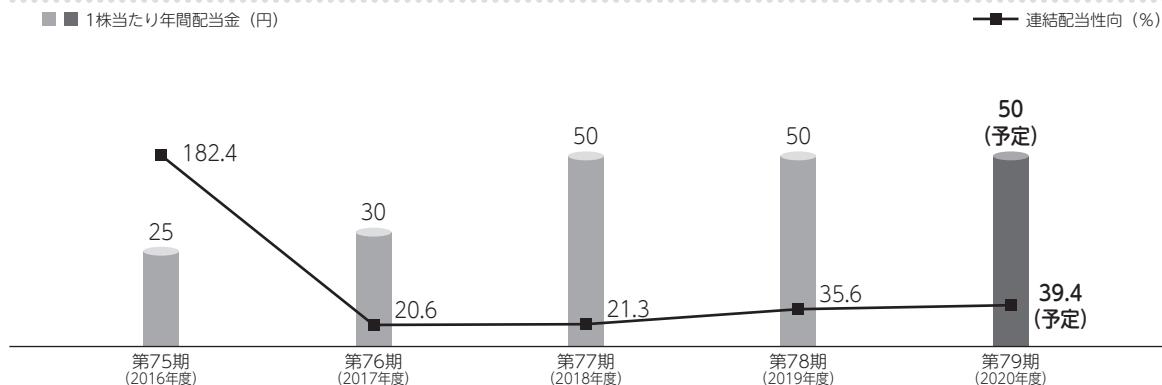
当社は、長期的な競争力の強化と企業価値の向上を目的として、戦略的に投資を行うとともに、各事業年度の経営成績、将来の事業展開や経営基盤の強化に向けた資金需要等を総合的に勘案し、安定した利益還元を継続して行うことを基本方針としております。内部留保金につきましては、生産関連設備投資、新製品開発および研究開発投資等に充当していく所存であります。

上記の方針ならびに当期経営成績を踏まえ、当期の配当につきましては、1株につき50円とさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 50円 配当総額 1,048,637,000円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年3月31日

■【ご参考】1株当たり年間配当金・連結配当性向の推移



第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、取締役8名のうち3名は社外取締役候補者といたしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位、担当	取締役会の 出席状況
1 再任	こん どう なお たか 近藤尚孝	代表取締役会長兼社長 会長執行役員 社長執行役員 最高経営責任者（CEO）	100% (17回/17回)
2 再任	ひら が しゅん さく 平賀俊作	取締役 執行役員 生産本部長	100% (17回/17回)
3 再任	つつみ ひろ き 堤宏記	取締役 執行役員 管理本部長	100% (17回/17回)
4 再任	はま だ たつ ろう 濱田達郎	取締役 執行役員 経営企画本部長 グローバル開発本部担当	100% (17回/17回)
5 再任	せん こく ひん 詹国彬	取締役 執行役員 グローバル営業本部担当	100% (17回/17回)
6 再任 社外 独立役員	いわ もと むね 岩本宗	取締役	100% (17回/17回)
7 再任 社外 独立役員	やま が た や す お 山形康郎	取締役	100% (17回/17回)
8 再任 社外 独立役員	まつ お しゅう すけ 松尾修介	取締役	100% (13回/13回)

(注) 松尾修介氏の出席状況は、2020年3月27日の取締役就任以降、第79期（2020年1月1日～2020年12月31日）中に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

候補者番号

1

こん どう なお たか
近藤 尚孝
 (1957年5月5日生)

所有する当社の株式数 1,217,176株
 在任年数 3年
 (本総会終結時)
 取締役会出席状況 17/17回



再任

■ 略歴、当社における地位および担当

1980年4月 三井物産(株)入社
 1985年12月 当社入社
 1994年3月 取締役
 2000年11月 常務執行役員
 2001年8月 取締役
 2002年3月 常務取締役
 2003年7月 専務取締役
 9月 専務執行役員
 2007年1月 NTコーポレーション(株)代表取締役(現任)
 8月 当社代表取締役 取締役副社長 副社長執行役員 社長補佐
 2008年3月 営業本部長
 2009年8月 取締役社長 社長執行役員
 2012年6月 相談役
 2013年1月 自然電力(株)取締役
 5月 当社退社
 11月 ビアメカニクス(株)代表取締役社長
 2014年12月 同社会長
 2015年3月 (株)ジャパンインベストメントアドバイザー取締役
 2017年5月 自然電力(株)監査役
 2018年3月 当社取締役会長(現任)
 4月 代表取締役(現任) 会長執行役員(現任)
 最高経営責任者(CEO)(現任)
 5月 取締役社長(現任) 社長執行役員(現任)

■ 重要な兼職の状況

精工碳素股份有限公司董事長
 NTコーポレーション(株)代表取締役

取締役候補者とした理由

近藤尚孝氏は、経営者としての豊富な経験・知見を有しており、2018年の当社代表取締役就任以降、強力なリーダーシップを発揮し、コーポレート・ガバナンス強化の取り組みや成長戦略の実行を牽引してまいりました。以上より、当社取締役としての職務の適切な遂行と企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

ひらが しゅんさく
平賀 俊作
(1946年9月24日生)

所有する当社の株式数 2,400株
在任年数 2年
(本総会終結時)
取締役会出席状況 17/17回



再任

■ 略歴、当社における地位および担当

1971年7月 三菱化成(株) (現三菱ケミカル(株)) 入社
2003年9月 当社入社
常務執行役員
2004年1月 生産本部長
8月 取締役
2005年8月 加工部長
2006年1月 素材製造部長
2007年4月 機械用炭素製造部長
6月 総合企画部長
12月 企画本部長
2009年8月 当社退社
2011年10月 (株) CARBON ONE設立
同社代表取締役
2013年4月 CMI(株) 設立
同社専務取締役(現任)
2018年7月 当社入社
執行役員(現任) 事業統括責任者
9月 生産本部長(現任)
2019年3月 取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

東炭化工(株)代表取締役会長
大和田カーボン工業(株)代表取締役会長
CMI(株)専務取締役

取締役候補者とした理由

平賀俊作氏は、カーボンの製造に関する豊富な知識・経験を有しており、2018年の当社執行役員就任以降、生産技術の向上や事業発展の取り組みに寄与してまいりました。以上より、当社取締役としての職務の適切な遂行と企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3



再任

つ つ み ひ ろ き
堤 宏記
(1962年8月8日生)

所有する当社の株式数 6,000株
在任年数 5年
(本総会終結時)
取締役会出席状況 17/17回

■ 略歴、当社における地位および担当

1985年4月 シナノケンシ(株)入社
2002年3月 同社事業推進本部人材開発グループマネージャー
2005年11月 シナノケンシスタッフサービス(株)取締役
2010年9月 信濃香港有限公司董事兼総経理
シナノケンシ(株)グローバル事業推進本部副本部長
2013年3月 同社グローバル調達本部副本部長
2015年9月 同社執行役員
2016年3月 当社入社
取締役(現任)
執行役員(現任)
管理本部長(現任)兼人事部長兼関連会社担当
2017年4月 品質保証部担当
2018年4月 グローバル品質・調達本部長

取締役候補者とした理由

堤宏記氏は、経営改革、人事、調達ならびにグローバルな事業管理における豊富な知識・経験を有しており、当社取締役就任以降、管理本部長として管理機能向上の取り組みに寄与してまいりました。以上より、当社取締役としての職務の適切な遂行と企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者としたしました。

候補者番号

4

はま だ たつ ろう
濱田 達郎
(1957年10月30日生)

所有する当社の株式数 1,300株
在任年数 2年
(本総会終結時)
取締役会出席状況 17/17回



再任

■ 略歴、当社における地位および担当

1983年 4月 (株)ブリヂストン入社
1995年 2月 BRIDGESTONE/FIRESTONE, INC. (現BRIDGESTONE AMERICAS, INC.) アクロン中央研究所リードアドバイザー
2004年 4月 (株)ブリヂストンタイヤ材料開発本部タイヤ材料開発部長
2007年 7月 同社タイヤ材料開発本部長
2009年 7月 同社内製事業本部長
2010年 7月 同社執行役員 内製事業担当
2011年 5月 同社タイヤ基礎開発担当
2015年 1月 同社CTO管掌付き
2017年 1月 同社中央研究所担当
9月 当社入社
執行役員(現任) 開発本部担当
2018年 4月 開発本部材料開発部長
9月 グローバル開発本部長
2019年 2月 経営企画本部長(現任)
3月 取締役(現任) グローバル開発本部担当(現任)

■ 重要な兼職の状況

TOYO TANSO EUROPE S.P.A.代表取締役会長

取締役候補者とした理由

濱田達郎氏は、タイヤメーカーにおいて、長きにわたり開発部門に携わるとともに、執行役員や事業本部長の経験を有しており、当社入社後も、技術開発の改革や事業発展、また経営戦略推進の取り組みに寄与してまいりました。以上より、当社取締役としての職務の適切な遂行と企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5



再任

セン 鷹 国 彬
コク ヒン
 (1962年7月20日生)

所有する当社の株式数 5,300株
 在任年数 8年7ヶ月
(本総会終結時)
 取締役会出席状況 17/17回

■ 略歴、当社における地位および担当

1987年7月 陝西師範大学講師
 1992年7月 中国電子進出口陝西公司入社
 1996年3月 当社入社
 1997年7月 上海東洋炭素有限公司副総経理
 2003年4月 上海東洋炭素有限公司董事兼総経理
 9月 上海東洋炭素工業有限公司董事兼総経理
 2008年8月 当社執行役員(現任)
 2012年8月 取締役(現任)
 2014年9月 東洋炭素(浙江)有限公司董事長(現任)兼総経理
 2015年5月 上海東洋炭素有限公司董事長(現任)兼総経理
 上海東洋炭素工業有限公司董事長(現任)兼総経理
 6月 嘉祥東洋炭素有限公司董事長
 2016年3月 当社熱テクノロジーマテリアル事業部担当兼アジア担当
 2017年3月 グローバル営業本部担当(現任)

■ 重要な兼職の状況

上海東洋炭素有限公司董事長
 上海東洋炭素工業有限公司董事長
 東洋炭素(浙江)有限公司董事長

取締役候補者とした理由

鷹国彬氏は、当社の重要な事業地域である中国の現地法人の代表者としての豊富な経営経験や当社事業に関する深い知識・経験を有しており、またグローバル営業本部の担当取締役として、営業部門を統括し、業績向上に向けた取り組みに寄与してまいりました。以上より、当社取締役としての職務の適切な遂行と企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6



再任

社外

独立役員

いわもと むね
岩本 宗
(1949年1月3日生)

所有する当社の株式数 7,600株
在任年数 5年
(本総会終結時)
取締役会出席状況 17/17回

■ 略歴、当社における地位および担当

1976年4月 三井東圧化学(株) (現三井化学(株)) 入社
1995年6月 同社大阪研究所ポリマー研究部長
1997年10月 三井化学(株)樹脂事業本部企画管理部長補佐
1999年7月 日本エイアンドエル(株)取締役A B S 事業部長
2001年6月 三井化学(株)機能性事業本部工業樹脂事業部長
2003年6月 同社理事
日本ポリスチレン(株)代表取締役副社長
2004年6月 同社代表取締役社長
2010年4月 三井化学(株)生産・技術本部特別理事
2014年6月 タキロン(株) (現タキロンシーアイ(株)) 取締役 (現任)
2016年3月 当社取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

タキロンシーアイ(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

岩本宗氏は、化学メーカーの研究職・経営者としての職務経験や、海外子会社の経営・立て直しを含む国際的な活動についての豊富な知見を有するとともに、当社および他社における社外取締役の経験から、業務執行に対する監督機能を適切に果たし、経営戦略全般への議論・検討への貢献が期待できることから、当社事業の発展のための有益な助言をいただけるものと判断して、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏が社外取締役を務めるタキロンシーアイ(株)と当社との関係について特記すべき事項はございません。

候補者番号

7



再任

社外

独立役員

やま が た や す お
山形 康郎
(1971年6月27日生)

所有する当社の株式数 0株
在任年数 5年
(本総会終結時)
取締役会出席状況 17/17回

■ 略歴、当社における地位および担当

2000年4月 弁護士登録
関西法律特許事務所入所
2003年3月 (株) MonotaRO監査役
2005年4月 弁護士法人関西法律特許事務所社員弁護士(現任)
9月 (株) MonotaRO取締役(現任)
2006年9月 (株) 大阪シティドーム取締役(現任)
2016年3月 当社取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

弁護士法人関西法律特許事務所社員弁護士
(株) MonotaRO社外取締役
(株) 大阪シティドーム社外取締役

社外取締役候補者とした理由

山形康郎氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務分野の弁護士として長年にわたり培われた企業法務にかかる知識および経験を有するとともに、当社および他社における社外取締役の経験から、業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断して、社外取締役候補者としたしました。

なお、同氏が所属する弁護士法人関西法律特許事務所および同氏が社外取締役を務める(株) MonotaROならびに(株) 大阪シティドームと当社との関係について特記すべき事項はございません。

候補者番号

8

まつ お しゅう すけ
松尾 修介
 (1948年12月4日生)

所有する当社の株式数 300株
 在任年数 1年
 (本総会終結時)
 取締役会出席状況 13/13回



再任

社外

独立役員

■ 略歴、当社における地位および担当

1971年4月 丸紅飯田(株)(現丸紅(株))入社
 1996年4月 丸紅ドイツ会社副社長
 2001年5月 丸紅欧州会社副社長
 丸紅ドイツ会社社長
 2003年5月 リケンテクノス(株)入社
 2004年6月 同社取締役 フィルム事業部長
 2009年7月 (株)クレハ入社 高機能材事業部副事業部長
 2010年4月 同社執行役員 高機能材事業部長
 2011年4月 同社常務執行役員
 2012年6月 同社取締役
 2013年4月 同社PGA事業部長
 2014年4月 同社高機能材・PGA部門統括
 2015年6月 同社特別顧問
 2017年6月 同社退社
 2020年3月 当社取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由

松尾修介氏は、化学メーカーにおける経営者としての職務経験に加え、商社の海外子会社においても経営者としての経験を有しており、グローバルな視点での経営に関する豊富な経験・知見を備えていることから、業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断して、社外取締役候補者いたしました。

(注) 1. (1)平賀俊作氏の兼任先であるCMI(株)は、カーボンの製造に関するコンサルティング事業を行っておりますが、カーボン製品の製造・販売は行っていないことから、実質的な競業関係には該当しないものと取締役会において判断しております。

(2)その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 岩本宗氏、山形康郎氏および松尾修介氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1)社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、岩本宗氏、山形康郎氏および松尾修介氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。

(2)社外取締役候補者の独立性について

当社は、岩本宗氏、山形康郎氏および松尾修介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、松尾修介氏は、当社取引先のグループ会社である(株)クレハに在籍されておりましたが、2017年6月に同社を退社しております。また、当社の第79期事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)における当社と当該グループ会社との間の取引金額は約80百万円であり、当社ならびに同社および当該グループ会社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合はいずれも1%未満であるため、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生 年 月 日) がな	略 歴、 当 社 兼 職 の 状 況 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
いま 井 かず ひろ (1951年12月12日生)	1970年 4月 大阪国税局入局 1999年 7月 豊能税務署副署長 2001年 7月 税務大学校 教育第二部教授 2003年 7月 田辺税務署長 2009年 7月 大阪国税局課税第二部次長 2011年 7月 大阪国税局徴収部長 2012年 8月 税理士登録 今井税理士事務所設立、現在に至る (重要な兼職の状況) 今井税理士事務所税理士	0株

補欠の社外監査役候補者とした理由

今井和弘氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、税務署長等を歴任された経験および税理士として財務・会計に関する幅広い知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。今井和弘氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 今井和弘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1)補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
 今井和弘氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれが高い額といたします。
- (2)社外監査役候補者の独立性について
 今井和弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、独立役員として届け出る予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)**1. 企業集団の現況に関する事項**

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう経済活動の低迷に加え、米中貿易摩擦の影響が懸念される中、業績は第4四半期においてやや上向きに転じたものの、自動車・航空機などの輸送機器関連をはじめとする各産業の落ち込みにより、特に第2四半期および第3四半期において低迷するなど、当企業グループを取り巻く事業環境は厳しい状況で推移しました。

このような中、当企業グループは、経済停滞の影響を最小限に抑えるべくあらゆる手立てを講じるとともに、コロナ後の中長期的な成長を見据え、高付加価値製品の増強や生産性向上、新製品・新規事業開発などの取り組みを推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は31,226百万円（前期比14.2%減）、利益については、営業利益3,422百万円（同33.9%減）、経常利益3,877百万円（同25.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益2,662百万円（同9.6%減）となりました。

売上高

31,226百万円
(前期比 14.2% 減)

営業利益

3,422百万円
(前期比 33.9% 減)

経常利益

3,877百万円
(前期比 25.5% 減)

親会社株主に帰属する当期純利益

2,662百万円
(前期比 9.6% 減)

当連結会計年度における製品商品別の概況は以下のとおりであります。
(製品商品別売上高)

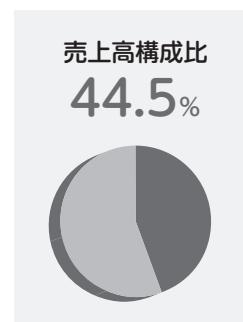
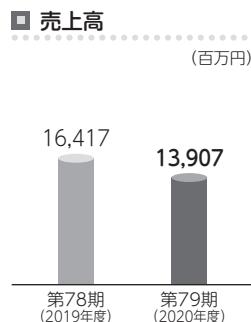
製品商品分類	売上高	前期比増減	売上構成比
特殊黒鉛製品	13,907百万円	15.3%減	44.5%
一般カーボン製品 (機械用カーボン分野)	3,763百万円	4.0%減	12.1%
一般カーボン製品 (電気用カーボン分野)	4,701百万円	3.8%増	15.1%
複合材その他製品	7,835百万円	20.7%減	25.1%
商 品	1,017百万円	38.4%減	3.2%
合 計	31,226百万円	14.2%減	100.0%

■ 特殊黒鉛製品

エレクトロニクス分野は、化合物半導体製造用は前期並みの水準を維持したものの、単結晶シリコン製造用の販売が落ち込んだことに加え、中国における太陽電池製造用の価格競争が激化したことなどにより、前期比11.6%減となりました。

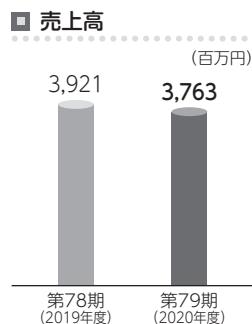
一般産業分野は、自動車をはじめ航空機などの市場低迷の影響で、特に第2四半期および第3四半期において放電加工電極用や連続鋳造用、工業炉用などが落ち込んだことに加え、中国における光ファイバー向けの需要が大幅に減少したことにより、前期比19.5%減となりました。

これらの結果、特殊黒鉛製品全体としては、前期比15.3%減となりました。



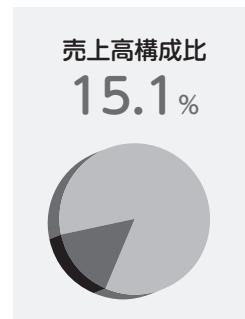
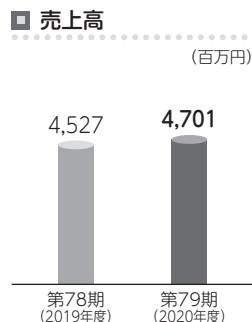
■ 一般カーボン製品（機械用カーボン分野）

パンタグラフ用すり板の好調な需要に支えられたものの、主力製品の軸受・シール材の需要が下期において減少したことにより、前期比4.0%減となりました。



■ 一般カーボン製品（電気用カーボン分野）

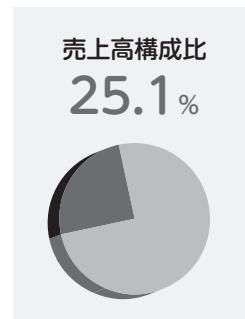
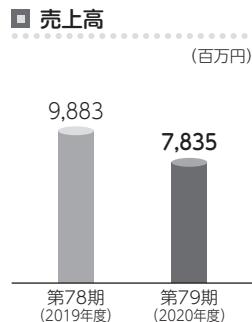
下期において需要が大幅に増加したことにより、上期の落ち込みをカバーし、前期比3.8%増となりました。



■ 複合材その他製品

SiC(炭化ケイ素)コーティング黒鉛製品は、半導体用が堅調に推移したものの、LED用が低水準で推移したことにより、前期を大幅に下回りました。C/Cコンポジット製品は、半導体用、工業炉用および太陽電池用の全ての用途において売上が落ち込んだことにより、前期を大きく下回りました。また、黒鉛シート製品は、自動車用が第4四半期における需要回復により持ち直したものの、半導体用および冶金用が落ち込んだことにより前期を下回りました。

これらの結果、主要3製品は前期比19.4%減となり、複合材その他製品全体としては、前期比20.7%減となりました。



(2) 設備投資等の状況および資金調達の状況

- ① 当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。なお、当連結会計年度の投資資金は自己資金によりまかなっております。

詫間事業所	製造設備の新設等	2,894百万円
東洋炭素生産技術センター	製造設備の新設等	2,384百万円
萩原工場	製造設備の更新等	144百万円
東炭化工株式会社	製造設備の更新等	103百万円
上海東洋炭素有限公司	製造設備の新設等	506百万円

- ② 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
生産能力に重要な影響をおよぼす固定資産の売却、撤去または滅失はありません。

(3) 対処すべき課題

- ① 会社の経営の基本方針

当企業グループは、「C（カーボン）の可能性を追求し世界に貢献すること」を経営理念とし、「どこにもないモノをつくる」という創業来のパイオニア精神を忘れず、最高の品質と最高の技術を誰よりも先に提供し、人々の暮らしをより豊かにすることで、広く社会に貢献できる企業を目指しております。

- ② 目標とする経営指標、中長期的な会社の経営戦略および会社の対処すべき課題

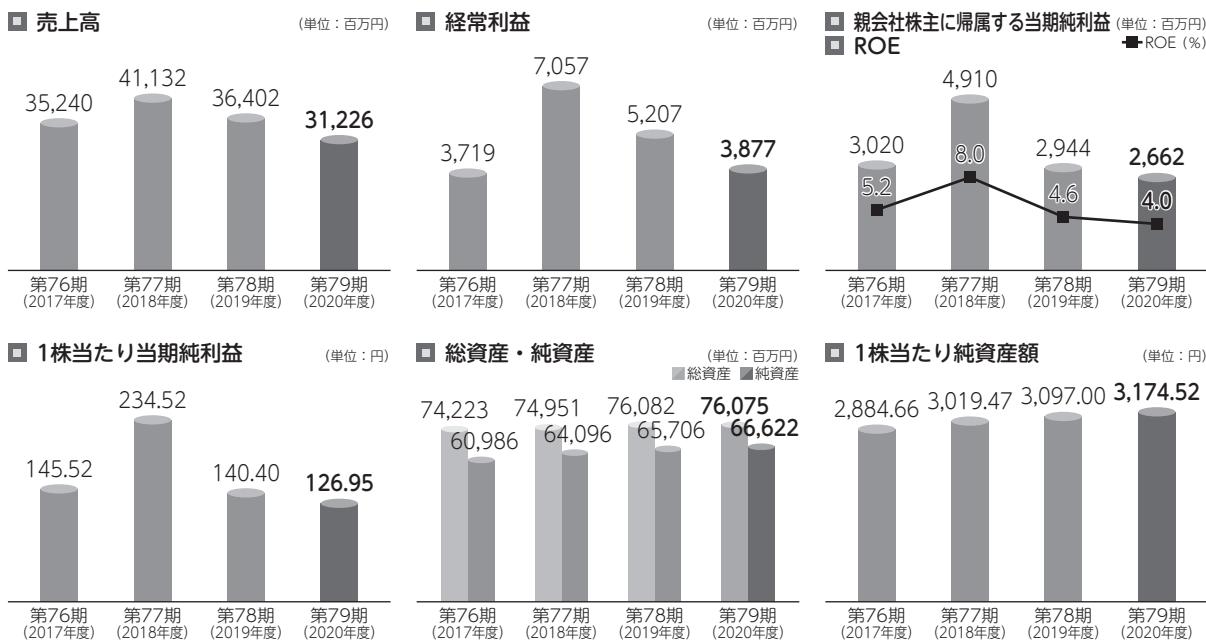
当企業グループを取り巻く事業環境は、特殊黒鉛製品をはじめ主力製品における需要の変動やそれにもなう競争が激化しており、今後中長期的にも激しい競争環境が継続するものと予想されます。一方で、市場環境は、エレクトロニクス分野や自動車産業をはじめ一般産業などにおいても、技術革新の進展による新たな事業機会の増加が見込まれております。また、当企業グループ内部におきましては、特殊黒鉛製品に依存した事業環境やエレクトロニクス市況に左右される収益構造、アジアに偏った事業展開など、事業構造の偏りが課題であると認識しております。

中長期的な経営戦略につきましては、「特定市場に依存しない安定した経営基盤の構築」と「将来の飛躍に向けた生産効率向上」の実現に向け、製品の高付加価値化、生産技術の強化・革新ならびに海外展開強化の取り組みを進めてまいり所存です。これにより現状の事業構造からの脱却を図り、「成長の柱の構築と収益基盤の強化」「安定したポートフォリオの確立」「グローバル企業への飛躍」を目指してまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第 76 期 2017年12月期	第 77 期 2018年12月期	第 78 期 2019年12月期	第79期(当連結会計年度) 2020年12月期
売 上 高(百万円)		35,240	41,132	36,402	31,226
経 常 利 益(百万円)		3,719	7,057	5,207	3,877
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		3,020	4,910	2,944	2,662
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		145.52	234.52	140.40	126.95
総 資 産 (百万円)		74,223	74,951	76,082	76,075
純 資 産 (百万円)		60,986	64,096	65,706	66,622
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)		2,884.66	3,019.47	3,097.00	3,174.52
ROE (自己資本利益率) (%)		5.2	8.0	4.6	4.0

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。



(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東炭化工株式会社	65百万円	100.0%	炭素製品の製造
大和田カーボン工業株式会社	18百万円	100.0%	炭素製品の製造
TOYO TANSO USA, INC.	107千米ドル	100.0%	炭素製品の製造販売
TOYO TANSO EUROPE S.P.A.	500千ユーロ	100.0%	炭素製品の製造販売
TOYO TANSO FRANCE S.A.	200千ユーロ	100.0%	炭素製品の製造販売
GTD GRAPHIT TECHNOLOGIE GMBH	3,100千ユーロ	100.0%	炭素製品の製造販売
上海東洋炭素有限公司	122,754千人民元	100.0% (30.0%)	炭素製品の製造販売
上海東洋炭素工業有限公司	49,660千人民元	100.0%	炭素製品の製造販売
東洋炭素（浙江）有限公司	36,760千人民元	100.0%	炭素製品の製造
成都東洋炭素工業有限公司	13,733千人民元	100.0% (75.0%)	炭素製品の製造販売
精工碳素股份有限公司	18,750千台湾ドル	97.2% (2.8%)	炭素製品の製造販売

(注) 1.当社の議決権比率欄の()内は、当社の子会社の保有分を内数で示しております。

2.当社は2020年12月16日に精工碳素股份有限公司の株式を追加取得いたしました。

(6) 主要な事業内容

当企業グループは、主に等方性黒鉛材料を素材として、高機能分野におけるカーボン製品の製造・加工・販売を主たる事業としております。

(7) 主要な営業所および工場

東洋炭素株式会社	本 社	大阪市西淀川区竹島五丁目7番12号
	営 業 所	大阪営業所、東京営業所、東北営業所（宮城県）、北陸営業所（富山県）、名古屋営業所、広島営業所、四国営業所（香川県）、九州営業所（福岡県）
	事 業 所	詫間事業所（香川県）
	工 場	萩原工場（香川県）、いわき工場（福島県）
	研究センター	東洋炭素生産技術センター（香川県）、近藤照久記念東洋炭素総合開発センター（大阪市）
東炭化工株式会社 （子会社）	本 社	香川県三豊市
大和田カーボン工業株式会社 （子会社）	本 社	大阪府豊中市
TOYO TANSO USA, INC. （子会社）	本 社	米国 オレゴン州トラウトデール市
TOYO TANSO EUROPE S.P.A. （子会社）	本 社	イタリア ミラノ市
TOYO TANSO FRANCE S.A. （子会社）	本 社	フランス トラップビス市
GTD GRAPHIT TECHNOLOGIE GMBH （子会社）	本 社	ドイツ ランゲンス市
上海東洋炭素有限公司 （子会社）	本 社	中国 上海市
上海東洋炭素工業有限公司 （子会社）	本 社	中国 上海市
東洋炭素（浙江）有限公司 （子会社）	本 社	中国 浙江省平湖市
成都東洋炭素工業有限公司 （子会社）	本 社	中国 四川省成都市
精工碳素股份有限公司 （子会社）	本 社	台湾 桃園市
TOYO TANSO KOREA CO.,LTD. （子会社）	本 社	韓国 ソウル市
TOYO TANSO (THAILAND) CO.,LTD. （子会社）	本 社	タイ バングブリー市
TOYO TANSO SINGAPORE PTE. LTD. （子会社）	本 社	シンガポール
TOYO TANSO MEXICO S.A. DE C.V. （子会社）	本 社	メキシコ グアナファト州
PT. TOYO TANSO INDONESIA （子会社）	本 社	インドネシア 西ジャワ州

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,658名	42名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇員は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
828名	4名減	42.7歳	17.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇員は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 66,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 20,992,588株（自己株式19,848株を含む）
 (3) 株主数 7,107名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
森田純子	2,380,644株	11.35%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,767,800株	8.43%
近藤朋子	1,560,704株	7.44%
近藤尚孝	1,217,176株	5.80%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,210,900株	5.77%
近藤ホールディングス株式会社	1,165,000株	5.56%
公益財団法人近藤記念財団	834,000株	3.98%
N T コーポレーション株式会社	626,000株	2.99%
近藤孝子	620,060株	2.96%
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT	381,600株	1.82%

（注）持株比率は自己株式（19,848株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長 兼 社 長 (代 表 取 締 役)	近 藤 尚 孝	最高経営責任者（CEO） 精工碳素股份有限公司董事長 NTコーポレーション株式会社代表取締役
取 締 役	平 賀 俊 作	生産本部長 東炭化工株式会社代表取締役会長 大和田カーボン工業株式会社代表取締役会長 CMI株式会社専務取締役
取 締 役	堤 宏 記	管理本部長
取 締 役	濱 田 達 郎	経営企画本部長 グローバル開発本部担当 TOYO TANSO EUROPE S.P.A. 代表取締役会長
取 締 役	セン 鷹 国 ヒン 彬	グローバル営業本部担当 上海東洋炭素有限公司董事長 上海東洋炭素工業有限公司董事長 東洋炭素（浙江）有限公司董事長
取 締 役	岩 本 宗	タキロンシーアイ株式会社社外取締役
取 締 役	山 形 康 郎	弁護士法人関西法律特許事務所社員弁護士 株式会社MonotaRO社外取締役 株式会社大阪シテイドーム社外取締役
取 締 役	松 尾 修 介	
常 勤 監 査 役	前 川 和 廣	
監 査 役	高 坂 佳 郁 子	色川法律事務所パートナー 日本山村硝子株式会社社外取締役（監査等委員） アジア太平洋トレードセンター株式会社社外監査役 株式会社ファルコホールディングス社外監査役
監 査 役	江 戸 忠	税理士 江戸忠税理士事務所税理士 株式会社ドウシヤ社外監査役

- (注) 1. 取締役 岩本宗氏、山形康郎氏および松尾修介氏は社外取締役であり、また東京証券取引所規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。
2. 監査役 高坂佳郁子氏および江戸忠氏は社外監査役であり、また東京証券取引所規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。
3. 監査役 江戸忠氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 岩本宗氏、山形康郎氏および松尾修介氏、監査役 高坂佳郁子氏および江戸忠氏の重要な兼職の状況と当社との関係は、後記(4) 社外役員に関する事項に記載しております。

5. 2020年12月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
※ 会長執行役員	近 藤 尚 孝	最高経営責任者（CEO） 精工碳素股份有限公司董事長 NTコーポレーション株式会社代表取締役
※ 執行役員	平 賀 俊 作	生産本部長 東炭化工株式会社代表取締役会長 大和田カーボン工業株式会社代表取締役会長 CMI株式会社専務取締役
※ 執行役員	堤 宏 記	管理本部長
※ 執行役員	濱 田 達 郎	経営企画本部長 グローバル開発本部担当 TOYO TANSO EUROPE S.P.A. 代表取締役会長
※ 執行役員	セ 倉 コ 国 ヒ 彬	グローバル営業本部担当 上海東洋炭素有限公司董事長 上海東洋炭素工業有限公司董事長 東洋炭素（浙江）有限公司董事長
執行役員	橋 上 浩	秘書室長 兼 管理本部副本部長 コーポレート・リレーション部担当 兼 法務部担当 兼 総務人事部担当 兼 貿易管理部担当
執行役員	佐 々 木 旭	グローバル営業本部長
執行役員	喜 久 秀 樹	経営企画本部副本部長 兼 市場戦略部長 セールス・エンジニアリング部担当
執行役員	高 多 学	経営企画本部副本部長 兼 企画部長 関係会社統括部担当 兼 プラシ事業推進部担当
執行役員	島 田 正 志	グローバル品質・調達 中国担当 上海東洋炭素有限公司総経理 上海東洋炭素工業有限公司総経理 東洋炭素（浙江）有限公司総経理 成都東洋炭素工業有限公司董事長
執行役員	土 居 賜	生産本部副本部長 兼 施設部長 素材製造部担当 兼 PF製造部担当
執行役員	森 下 隆 広	グローバル開発本部長
執行役員	曾 根 清 文	生産本部副本部長 兼 加工部長 技術部担当 兼 機械用炭素製造部担当 兼 業務管理部担当 兼 原子力室担当

(注) ※を付した執行役員は取締役を兼任しております。

- (2) 事業年度中に退任した取締役
 当事業年度中に退任した取締役は以下のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位、担当および状況
山田昌吾	2020年3月27日	任期満了	取締役 公認会計士・税理士 山田昌吾公認会計士税理士事務所長

- (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人員	報酬等の総額
取 (うち社外取締役)	9名 (4名)	185百万円 (21百万円)
監 (うち社外監査役)	3名 (2名)	25百万円 (10百万円)
合 (うち社外役員)	12名 (6名)	211百万円 (32百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の年額報酬限度額は、540百万円であります（2019年3月定時株主総会決議）。
 2. 株主総会の決議による監査役の年額報酬限度額は、36百万円であります（2019年3月定時株主総会決議）。
 3. 上記の人員および報酬等の総額には、2020年3月27日をもって任期満了により退任した社外取締役1名を含めておりません。

(4) 社外役員に関する事項

氏名	重要な兼職の状況と当社との関係	当事業年度における主な活動状況		
		出席状況		発言状況
		取締役会	監査役会	
取岩 本 締 役 宗	タキロンシーアイ株式会社社外取締役 同社と当社との間に取引等の関係はございません。	17/17回 (100%)	—	長年にわたる化学メーカーにおける研究職・経営者としての豊富な知識と経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取山 形 締 康 役 郎	弁護士法人関西法律特許事務所社員弁護士 株式会社MonotaRO社外取締役 株式会社大阪シテイドーム社外取締役 各社と当社との間に取引等の関係はございません。	17/17回 (100%)	—	主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取松 尾 締 修 役 介	—	13/13回 (100%)	—	化学メーカーおよび商社の海外子会社における経営者としての豊富な知識と経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監高 査 坂 佳 郁 子	色川法律事務所パートナー 日本山村硝子株式会社社外取締役（監査等委員） アジア太平洋トレードセンター株式会社社外監査役 株式会社ファルコホールディングス社外監査役 各社と当社との間に取引等の関係はございません。	17/17回 (100%)	17/17回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監江 査 戸 役 忠	江戸忠税理士事務所税理士 株式会社ドウシシャ社外監査役 両社と当社との間に取引等の関係はございません。	17/17回 (100%)	17/17回 (100%)	主に税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 松尾修介氏の出席状況は、2020年3月27日の取締役就任以降、当事業年度中に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 42百万円

当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 42百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、TOYO TANSO USA, INC.、TOYO TANSO EUROPE S.P.A.、TOYO TANSO FRANCE S.A.、GTD GRAPHIT TECHNOLOGIE GMBH、上海東洋炭素有限公司、上海東洋炭素工業有限公司、東洋炭素（浙江）有限公司、成都東洋炭素工業有限公司および精工碳素股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の会計監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を定めておりますが、その内容は次のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループは、法令・定款および企業倫理の遵守を最優先として、誠実で公正な企業活動を通じて社会に貢献するために、経営方針と行動基準およびコンプライアンス・ガイドブックを定め、これを核として当社グループ全体の内部統制システムの構築に取り組む。
 - ② 取締役会は、法令・定款および企業倫理の遵守に関する事項をはじめ、経営方針等の重要事項に関する意思決定を行うものとし、各取締役の職務執行を監督する。
 - ③ 当社は、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性および公正性を高めるとともに、取締役・監査役・執行役員的人事および報酬決定に関するプロセスの透明性を確保する。
 - ④ 当社グループは、法令・定款および企業倫理の遵守とリスク管理体制の確立のため、これらを統括する組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンス上、重要な課題について審議し、方針を決議する。個別のリスクについては、主管部署が管理・対応を行い、リスク・コンプライアンス委員会がこれらを統括する。
 - ⑤ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたない。なお、不当要求などのアプローチを受けた場合は、関係機関と連携し毅然とした対応をとる。
 - ⑥ 当社グループは、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、社内教育および研修等の啓発活動を適宜実施する。
 - ⑦ 監査役および内部監査部門は、取締役および使用人の業務遂行が法令・定款その他当社規程に従い効率かつ適正に実施されているかどうかについて監査を行う。
 - ⑧ 当社グループは、不正行為等の早期発見と是正を図るために、通報者等の保護を徹底した内部通報制度を設置・運用する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、保存、管理、閲覧を適切かつ確実に行うことを目的として、当該情報に関する社内規程を定め、整備する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループは、使用人、資産、業務の継続等に多大な影響をもたらすと想定される各種災害およびその他の企業リスクに対し、リスク・コンプライアンス委員会の統括の下、損失の発生および拡大の防止に努めるものとする。

- ② 当社グループは、災害の発生またはその他の企業リスクの顕在化に対し、対策本部を組織し、迅速かつ適切に危機管理にあたるものとする。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当社グループ全体としての経営方針等の重要事項についての意思決定を行う。意思決定の迅速化を図るため、取締役会は、日常の業務執行を執行役員に委任し、取締役および執行役員の業務執行は、取締役会がこれを監督する。
- ② 当社子会社は、当社子会社の現地責任者をメンバーに含めた各社毎の取締役会を定期的に開催し、経営方針等の重要事項についての意思決定を行う。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程およびこれに付帯する社内規程を制定し、当社グループにおける経営管理体制を整備する。
- ② 当社グループへの内部監査は、当社規程に基づき、関連部門と連携して、定期または臨時に行うものとする。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役職務を補助すべき使用人として、当社の使用人の中から監査役補助者を任命することができる。監査役補助者を任命した場合、監査役は、当該補助者に対する指揮命令権、ならびに人事異動、人事評価、および懲戒処分等に対する同意権を保有することにより、当該補助者の取締役会からの独立性を確保する。
- (7) 当社グループの取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制その他当社監査役の報告に関する体制および当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、当社グループの取締役および使用人が、法定の事項に加え、重大な法令・定款違反、当社グループの経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査部門が実施した監査結果または内部通報制度による通報のうち当社監査役が職務遂行上報告を受ける必要がある事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を整備する。
- ② 前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができるとし、報告を求められた取締役および使用人はこれに応じなければならない。
- ③ 当社監査役は、当社グループの業務および財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門と密接な連携を保ち、効率的な監査を実施する。
- ④ 当社グループの取締役および使用人は、法令違反行為等に取締役または執行役員が関与し、または関与していると疑われる場合は、通常の内通報ラインのほか当社監査役に通報することができる。

- ⑤ 当社は、当社監査役への報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。
- ⑥ 当社監査役は、職務の執行上必要である予算をあらかじめ定める。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求できる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 内部統制システム全般

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社および当社グループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況について検証を行っております。

取締役会（本事業年度は17回開催）において、取締役の職務遂行の適法性を確保し、取締役の職務執行および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時出席しました。

当期においては、監査役による内部統制システムの整備ならびに運用状況の監査により、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しております。

2. リスク・コンプライアンス体制の推進状況

当社は、「リスク・コンプライアンス基本規程」を制定し、当社および当社グループ会社のリスク管理およびコンプライアンスに関する重要な課題について、当社役員を委員とするリスク・コンプライアンス委員会（本事業年度は4回開催）において審議し、方針を決議しております。

リスク管理については、事業活動に影響を及ぼすリスクの発生状況について、定期的に当社内および当社グループ会社に対しヒアリングを行うとともに、結果をリスク・コンプライアンス委員会に報告し、経営層の状況把握に努めるとともに、重要事項について同委員会で審議しております。コンプライアンスについては、当社において「コンプライアンス・ガイドブック」を用いた教育研修および啓発活動を定期的を実施し、意識および知識の向上に取り組むとともに、当社グループ会社への啓発活動に努めております。

また、当社では、法令違反・不正行為等の早期発見および未然防止ならびに自浄作用の向上を目的として、内部通報制度を整備しており、社内外に通報窓口を設置しております。

3. 当社グループ会社の管理

当社グループ会社の管理につきましては、上記の運営とともに、「関係会社管理規程」に則り、グループ各社から内部統制に関する報告を受ける体制を整えております。また、当社の内部監査部門は、グループ各社に対する監査計画に基づき、内部監査を行っております。

4. 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づく監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査部門との定期的な情報交換等により、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認しております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	44,253	流 動 負 債	8,450
現金及び預金	13,632	支払手形及び買掛金	1,587
受取手形及び売掛金	11,389	電子記録債務	788
有価証券	2,999	短期借入金	215
商品及び製品	7,495	未払金	1,831
仕掛品	5,454	未払法人税等	365
原材料及び貯蔵品	2,725	賞与引当金	379
その他	707	役員賞与引当金	20
貸倒引当金	△150	その他の	3,260
固 定 資 産	31,821	固 定 負 債	1,003
有 形 固 定 資 産	28,448	長期借入金	39
建物及び構築物	10,180	繰延税金負債	126
機械装置及び運搬具	7,287	退職給付に係る負債	140
土地	5,821	資産除去債務	265
建設仮勘定	3,414	その他の	430
その他	1,744	負 債 合 計	9,453
無 形 固 定 資 産	198	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	3,174	株 主 資 本	65,828
投資有価証券	342	資本金	7,947
繰延税金資産	1,114	資本剰余金	9,609
退職給付に係る資産	531	利益剰余金	48,331
その他	1,313	自己株式	△60
貸倒引当金	△127	その他の包括利益累計額	749
資 産 合 計	76,075	その他の有価証券評価差額金	131
		為替換算調整勘定	628
		退職給付に係る調整累計額	△9
		非 支 配 株 主 持 分	43
		純 資 産 合 計	66,622
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	76,075

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		31,226
売上原価		21,705
売上総利益		9,521
販売費及び一般管理費		6,098
営業利益		3,422
営業外収益		
受取利息及び配当金	136	
持分法による投資利益	65	
雇用調整助成金	226	
売電収入	41	
損害賠償収入	4	
雑収入	111	585
営業外費用		
支払利息	11	
為替差損失	81	
雑損失	36	130
経常利益		3,877
特別利益		
固定資産売却益	23	
補助金収入	24	48
特別損失		
固定資産除却損	169	
関係会社株式評価損	14	
関係会社清算損	15	198
税金等調整前当期純利益		3,726
法人税、住民税及び事業税	895	
法人税等調整額	128	1,024
当期純利益		2,702
非支配株主に帰属する当期純利益		39
親会社株主に帰属する当期純利益		2,662

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	7,947	9,789	46,717	△60	64,394
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,048		△1,048
親会社株主に帰属する当期純利益			2,662		2,662
自己株式の取得				△0	△0
子会社株式の追加取得		△179			△179
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△179	1,613	△0	1,433
当 期 末 残 高	7,947	9,609	48,331	△60	65,828

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 株 主 支 持 配 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 金 評 価 差 額	為 替 換 算 定 額	退 職 給 付 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当 期 首 残 高	114	442	1	558	753	65,706
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,048
親会社株主に帰属する当期純利益						2,662
自己株式の取得						△0
子会社株式の追加取得						△179
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	17	185	△10	191	△709	△518
連結会計年度中の変動額合計	17	185	△10	191	△709	915
当 期 末 残 高	131	628	△9	749	43	66,622

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,906	流動負債	7,276
現金及び預金	6,413	支払手形	29
受取手形	938	電子記録債権	788
電売掛債権	429	買掛金	1,195
有価証券	7,048	短期借入金	800
商品及び製品	2,999	繰上債	62
仕掛品	4,986	未払金	1,517
原材料及び貯蔵品	4,561	未払費用	347
前払費用	1,673	未払法人税等	225
前払消費税	100	前受り金	19
その他	278	賞与引当金	251
	1,475	役員賞与引当金	195
固定資産	29,698	役員賞与引当金	20
有形固定資産	20,365	設備関係支払手形	1,119
建物	6,630	その他	703
構築物	332	固定負債	559
機械装置	4,974	リース負債	221
車両運搬具	10	資産除去債	227
器具備品	658	その他	109
土地	4,271		
建物	266	負債合計	7,835
建設仮勘定	3,221	(純資産の部)	
無形固定資産	150	株主資本	52,637
特許権	0	資本	7,947
借地権	1	資本剰余金	9,789
電気供給施設利用権	17	資本準備金	9,789
ソフトウェア	69	利益剰余金	34,960
ソフトウェア	52	利益準備金	73
その他	8	その他利益剰余金	34,887
投資その他の資産	9,182	特別償却準備金	24
投資有価証券	342	圧縮積立金	119
関係会社出資	3,286	別途繰上債	24,000
関係会社長期貸付	3,215	繰越利益剰余金	10,743
関係会社更生債権	1,431	自己株	△60
破産更生債権	1	評価・換算差額等	131
長期前払費用	74	その他有価証券評価差額金	131
前払税金	418		
繰延税引当金	346	純資産合計	52,768
その他	66	負債・純資産合計	60,604
貸倒引当金	△1		
資産合計	60,604		

損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		22,687
売 上 原 価		16,122
売 上 総 利 益		6,565
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,894
営 業 利 益		2,670
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	406	
受 取 口 イ ヤ リ テ イ ー	120	
雇 用 調 整 助 成 金	197	
雑 収 入	62	788
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10	
為 替 差 損	96	
減 価 償 却 費	18	
雑 損 失	15	140
経 常 利 益		3,318
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	21	21
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	169	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	15	
関 係 会 社 清 算 損	12	197
税 引 前 当 期 純 利 益		3,142
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	651	
法 人 税 等 調 整 額	110	761
当 期 純 利 益		2,381

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				特 別 償 却 準 備 金	圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	
当 期 首 残 高	7,947	9,789	9,789	73	48	160	24,000
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
特別償却準備金の取崩し					△24		
圧縮積立金の取崩し						△40	
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益							
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△24	△40	-
当 期 末 残 高	7,947	9,789	9,789	73	24	119	24,000

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計					
	繰 越 利 益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	9,345	33,627	△60	51,304	114	114	51,419
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
特別償却準備金の取崩し	24	-		-			-
圧縮積立金の取崩し	40	-		-			-
剰 余 金 の 配 当	△1,048	△1,048		△1,048			△1,048
当 期 純 利 益	2,381	2,381		2,381			2,381
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					17	17	17
事業年度中の変動額合計	1,398	1,332	△0	1,332	17	17	1,349
当 期 末 残 高	10,743	34,960	△60	52,637	131	131	52,768

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

東洋炭素株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒井 宏 彰 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美濃部 雄也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋炭素株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋炭素株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

東洋炭素株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒井 宏 彰 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美濃部 雄也 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋炭素株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月26日

東洋炭素株式会社 監査役会

監査役(常勤) 前川和廣 ⑩
 監査役(社外監査役) 高坂佳郁 ⑩
 監査役(社外監査役) 江戸忠 ⑩

以上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing the characters 'メ' and '毛'.

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム A・B・C室(大阪証券取引所ビル3階)
T E L (06) 6202-2311



交通

1. 地下鉄堺筋線北浜駅下車 1B出口 (地下道直結)
2. 京阪本線北浜駅下車 27号出口 (地下道直結)
3. 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ徒歩約7分
27号出口 (地下道直結)
4. 京阪中之島線なにわ橋駅下車 4番出口 徒歩約4分